

最高裁秘書第1384号

平成31年3月26日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書開示通知書

平成31年3月7日付け（同月8日受付，最高裁秘書第1252号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

法廷等の秩序維持に関する法律違反事件記録符号規程（昭和27年最高裁判所規程第15号）（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

法廷等の秩序維持に関する法律違反事件記録符号規程

昭和27年10月20日最高裁判所規程第15号

法廷等の秩序維持に関する法律違反事件記録符号規程

法廷等の秩序維持に関する法律違反事件記録符号を別表のように定める。

附則

この規程は、昭和二十七年十月二十日から施行する。

(別表)

簡易裁判所	秩い
地方裁判所	秩ろ
家庭裁判所	秩は
高等裁判所	
第一審事件	秩に
抗告事件	秩ほ
異議申立事件	秩へ
最高裁判所	
第一審事件	秩と
特別抗告事件	秩ち